

令和5年度

定期監査等結果報告書

令和6年3月

丹波市監査委員

目 次

| | |
|---------------------|----|
| 1. 監 査 の 種 別 | 1 |
| 2. 監査実施日及び対象 | 1 |
| 定期・行政監査 | 2 |
| 1. 監査実施日及び対象 | 2 |
| 2. 監 査 の 主 眼 | 2 |
| 3. 監 査 の 方 法 | 3 |
| 4. 監 査 の 結 果 | 3 |
| ● 意 見 及 び 要 望 | 3 |
| ふるさと創造部 | 4 |
| 総 務 部 | 4 |
| まちづくり部 | 4 |
| 財 務 部 | 4 |
| 生 活 環 境 部 | 5 |
| 健 康 福 祉 部 | 5 |
| 健 康 福 祉 部〔健康・子育て担当〕 | 6 |
| 産 業 経 済 部 | 6 |
| 建 設 部 | 6 |
| 入 札 検 査 部 | 7 |
| 会 計 課 | 7 |
| 農業委員会事務局 | 8 |
| 消 防 本 部 | 8 |
| 上 下 水 道 部 | 8 |
| 教 育 部〔教育委員会事務局〕 | 8 |
| 学 校 | 9 |
| 随 時 監 査 | 10 |
| I. 工 事 監 査 | 10 |
| II. 備 品 及 び 現 金 監 査 | 12 |
| III. 貯 蔵 品 監 査 | 13 |
| 財政援助団体等監査 | 14 |
| む す び | 15 |

令和5年度定期監査等結果報告書

1. 監査の種別

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項、第4項）
- (2) 行政監査（地方自治法第199条第2項）
- (3) 随時監査（地方自治法第199条第5項）
- (4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査実施日及び対象

- (1) 定期監査
- (2) 行政監査

《書面監査》

令和5年11月27日～令和6年1月22日 全部署（学校含む）

《実地監査》

令和6年1月26日～2月15日 ふるさと創造部ふるさと定住促進課外30部署
（学校含む）

- (3) 随時監査

ア. 工事監査

令和5年6月26日 市道和田3号線道路改良工事（建設部道路整備課）

令和6年1月26日 植野記念美術館改修工事（教育部社会教育・文化財課）

イ. 備品及び現金監査

令和5年8月3日 会計課

令和6年1月29日 まちづくり部人権啓発センター

1月31日 総務部総務課外3部署

2月2日 消防本部消防総務課外4部署

2月8日 財務部税務課外1部署

2月13日 大路小学校外3校

2月15日 新井路小学校外3校

ウ. 貯蔵品監査

令和5年6月28日 上下水道部水道課

- (4) 財政援助団体等監査

令和5年11月27日 一般社団法人丹波市浄化槽管理組合（生活環境部環境課）

定期・行政監査

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、定期監査及び行政監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

(1) 定期監査 (2) 行政監査

《書面監査》

令和5年11月27日～令和6年1月22日

事務部局 ふるさと創造部総合政策課外50部署

学校 崇広小学校外26校

《実地監査》

| | |
|-----------|--|
| 令和6年1月26日 | 会計課、ふるさと創造部ふるさと定住促進課 |
| 1月29日 | まちづくり部人権啓発センター、生活環境部市民課 |
| 1月31日 | 総務部総務課・山南支所、教育部学校教育課・恐竜課 |
| 2月2日 | 消防本部消防総務課・予防課・警防課・消防署、健康福祉部〔健康・子育て担当〕健康課・看護専門学校、健康福祉部社会福祉課 |
| 2月6日 | 産業経済部農林振興課、農業委員会事務局、建設部河川整備課・農地整備課 |
| 2月8日 | 財務部税務課・資産活用課、入札検査部入札検査室、上下水道部下水道課 |
| 2月13日 | 大路小学校、進修小学校、上久下小学校、久下小学校 |
| 2月15日 | 新井小学校、南小学校、柏原中学校、山南中学校 |

2. 監査の主眼

本年度の監査計画のもと、事務事業の執行が市民（納税者）の視点に立ち、地方自治法第2条第14項において「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められている点に重きを置き、主に、令和5年度各所管課が抱える事務事業執行上の問題点及び懸案事項を検証した。また、上半期の予算執行状況が関係法令等に準拠しているか、さらには、行政監査の視点も考慮しながら、市行政の合規性・効率性について考察を行った。

そして、これまでの監査が、業務改善（信頼回復）につなげるための実効性のある指導的監査となっているかについて考察した。

3. 監査の方法

全部署から求めた監査資料・関係書類により書面監査を行い、行財政運営上のリスクの重要度、過去の監査結果に対する措置状況等の重要性、前回実施してからの期間等を勘案し抽出した各所管課と出先機関を実地監査対象として、担当部長をはじめとする職員の説明を聴取するとともに、組織目標とその達成度評価について説明を受け、事務事業が適正かつ効率的に執行されているかということについて監査した。

また、これまでの定期監査、行政監査、決算審査及び例月出納検査で指摘、意見、要望を行った事項の改善状況等についても確認した。

4. 監査の結果

予算執行など財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

また、事務の執行（行政監査）についても、おおむね適正に処理されていると認められたが、一部の事務においては、検討、改善を要する事項も見受けられたため、以下に記述する「意見及び要望」を踏まえて、十分に検証、検討を行い、適正な事務の執行に努められたい。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

●意見及び要望

【全部署共通】

共通して聴取した事項の結果に対し、次のとおり意見及び要望する。

不祥事や不適切な事務処理が発生している状況であるため、今一度、職員一人ひとりが公務員として他の職種以上に高い倫理感を持って、その言動が適切かを自問し、勤務時間内は当然のことながら、勤務時間外においても信用への影響を意識して行動されたい。また、不祥事等を起こした際には、その当事者として自分だけの問題では済まされず、市民、家族、職場、市役所全体に影響を及ぼすことを改めて深く認識されたい。

次に、各部署での意見及び要望においても記載しているところではあるが、職員の出退勤時間等については、勤怠管理システムによって管理されているものの、多くの部署でシステム上に打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が生じ、時間外勤務命令によらずに職場に残っている状況がうかがえたことから、管理職員においては職員の勤務状況を十分に把握し、働き方改革に資するよう適正に管理されたい。なお、今回、実地監査の対象とならなかった部署においても、システム上に打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が生じていないか確認し、適正な勤怠管理に努められたい。

【各 部 署】

ふるさと創造部

ふるさと定住促進課

- ① 定住促進に係る各種補助金について、移住希望者への周知及びニーズを的確に把握し、人口流入の有効手段となるよう検討されたい。
- ② 団体会計の通帳と併せてキャッシュカードを所持していることから、通帳記帳の確認を確実に実施するとともに、担当者が異動した際には暗証番号を変更されたい。

総 務 部

総 務 課

一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

山 南 支 所

市民にとって最も身近な存在であることから、常に市民目線で職務に当たられたい。

まちづくり部

人権啓発センター

- ① 住宅新築資金等貸付金元利収入、住宅改修資金貸付金元利収入の滞納整理について、公平性の観点から滞納者に対する調査を厳正に行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。
- ② 性的マイノリティ特設電話相談業務の更なる周知に努められたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

財 務 部

税 務 課

- ① 市税、国民健康保険税の滞納整理について、公平性の観点から滞納者に対する調

査を厳正に行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。

- ② 国民健康保険税の二重還付や情報漏洩事案が発生したことから、事務マニュアルの改善によって再発防止策を講じられているところではあるが、人事異動等に伴いマニュアルの形骸化が生じることがないように、定期的な確認及び内容の更新を図り、効果的な運用となるよう努められたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

資産活用課

- ① 遊休財産の売却処分を早期に進めるため、引き続き売却方法の検討並びに売却に向けての業務を進められたい。また、市有財産の譲渡等に関する規程について、早期の制定に努められたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

生活環境部

市民課

- ① 福祉医療費返納金の滞納整理について、引き続き適切な債権管理に努められたい。
- ② 後期高齢者医療保険料の滞納整理について、公平性の観点から滞納者に対する調査を厳正に行い、引き続き適切な債権管理に努められたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

健康福祉部

社会福祉課

- ① 生活保護費返還金、生活保護費徴収金の滞納整理について、公平性の観点からも引き続き適切な債権管理に努められたい。
- ② 令和6年4月から権利擁護支援センターの設置が予定されていることから、その役割及び機能が十分に発揮できるよう努められたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了し

た時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

健康福祉部〔健康・子育て担当〕

健康課

- ① 特定不妊治療費助成金制度が医療保険適用によって廃止となったが、不妊治療における自己負担がより軽減される制度についても検討されたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

看護専門学校

- ① 貴重な人材である看護師を育成するため、国家試験の全員合格を目指して、引き続き適切な指導に努められたい。
- ② 旅費の請求遅延等が度々発生していることから、教務担当職員と事務担当職員との連携を密に図るとともに、適正な事務処理に努められたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

産業経済部

農林振興課

- ① 数多くの補助金を交付していることから、適正な要件審査等を行うとともに、離農に伴い返還を求める補助金もあるため、引き続き厳正な対応を講じられたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

建設部

河川整備課

- ① 河川環境整備事業において、年々自治会員の高齢化が進んでおり、除草作業を行

う自治会員の安全性が懸念されることから、刈払機の取扱いに関する注意喚起を促すなど、作業中における事故防止について積極的に啓発されたい。

- ② 排水機場のポンプについては、出水時における確実な揚水が求められることから、定期点検等において揚水運転を含めた方法も検討されたい。
- ③ 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

農地整備課

- ① 市単独補助治山事業補助金等の補助制度について、時宜を得た周知に努められたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

入札検査部

入札検査室

- ① 体験型現場研修を実施するなど、これまでとは異なる研修に取り組まれているところではあるが、技術系職員の育成が急務の課題となっていることから、引き続き効果的な研修実施に努められたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

会計課

会計課

- ① 現金取扱部署への検査、準公金の取扱要領施行後の検査によって、適正な公金管理に努められたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

農業委員会事務局

農業委員会事務局

他部署との連携によって耕作放棄地、遊休農地の減少に努められたい。

消 防 本 部

消防総務課・予防課・警防課・消防署

- ① 火災原因調査技術の向上を目指し、消防職員に対して引き続き効果的な研修実施に努められたい。
- ② パワーハラスメントなど各種ハラスメント防止に特に留意するとともに、職員の心身の健康状態を十分把握した上で、引き続き健全な職場環境の確保に努められたい。

上 下 水 道 部

下 水 道 課

- ① 下水道施設の統廃合について、計画に基づいた確実な進捗を図られたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

教育部〔教育委員会事務局〕

学 校 教 育 課

- ① 自然学校における事務取扱に関して、各小学校での取扱いに差異が生じており、現場においても対応に苦慮している状況が見受けられたことから、来年度の実施に向けて統一した基準を設けるなどの改善を図られたい。
- ② 一部の職員に勤怠管理システム上で打刻された退勤時刻と実際に業務が終了した時刻との乖離が見られたことから、管理職員は実態に応じた適正な勤怠管理を講じられたい。

恐 竜 課

恐竜化石の発掘調査が6次調査以降実施されておらず、次期発掘調査に向けた県へ

の要望について検討されたい。

学 校

新井小学校・南小学校・大路小学校・進修小学校・上久下小学校・久下小学校・柏原中学校・山南中学校

各小中学校での意見及び要望については、次のとおり3項目を取りまとめているが、全小中学校共通事項として、統一的な取扱いを協議するとともに、今回、実地監査の対象とならなかった小中学校においても検証及び検討を行うことで、業務改善に取り組みたい。

- ① 学校徴収金について、振替ができなかった家庭に対する徴収方法の取扱いが各学校で異なっていることから、統一した取扱いとなるように検討されたい。その際には、できるだけ現金を扱うことがないように保護者からの振込みによることを原則とし、やむなく現金を預かる場合には、即日の入金処理を講じるなど、より厳重な管理方法による取扱いとされたい。
- ② 通学路の安全対策について、危険個所の解消に至っていない小中学校もあることから、地元自治会等の地域とも連携し、関係部署との協議を図り、児童生徒の安全確保に努められたい。
- ③ 防災計画に基づく建物等自主点検、消防用設備等自主点検において、点検表における点検項目の内容が現状と合致したものとなるよう、様式を精査されたい。また、業務委託している消防用設備の保守点検時において、非常用放送設備の不具合が発見されている小学校があることから、有事の際の避難誘導を円滑に行うためにも、早急な対応を講じるとともに、機器の耐用年数を考慮した設備更新についても検討されたい。

随 時 監 査

I. 工 事 監 査

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査として工事監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

令和5年6月26日 市道和田3号線道路改良工事（建設部道路整備課）
令和6年1月26日 植野記念美術館改修工事（教育部社会教育・文化財課）

2. 監査の主眼

本年度の監査計画のもと、建設工事の計画、設計、施工検査等が適正かつ効率的に執行されているかという点に重きを置いて考察した。

3. 監査の方法

令和5年度に繰越しを行った建設工事並びに令和5年10月末までに契約した建設工事で、原則として請負額が1,000万円以上の土木・建築工事の中から、監査対象工事として、市道和田3号線道路改良工事外1件の工事を抽出し、関係書類の提示と説明を聴取するとともに、現場踏査による施工、監理状況について工事監査を実施した。

4. 監査の結果

監査対象工事における事務の執行及び事業の管理については、それぞれ以下のとおり意見及び要望する。

(1) 市道和田3号線道路改良工事

◆概 要

- ①工事番号 道整工第28号
- ②工事場所 丹波市山南町和田地内
- ③工事概要 延長 L=162.7m、側溝工 L=146m、
現場打擁壁工 L=11.4m、石積工 A=52 m²、
カルバート工 L=5m、舗装工 A=663 m²
- *工 事 期 間 令和4年11月9日～令和5年3月15日
(変更後) ～令和5年5月24日
- *受 注 者 株式会社中兵庫土木
- *当初請負金額 35,013,000 円 (消費税含む)

変更請負金額 36,746,600 円 (消費税含む)
(補助率等:市単独事業)
* 落札率 88.0%
* 工事担当課 建設部道路整備課
* 工事進捗状況 100% (令和5年5月末現在)

●意見及び要望

工事期間中における丁寧な地元対応の様子がうかがえた。今後においても工事の円滑な進捗に努められたい。

(2) 植野記念美術館改修工事

◆概要

①工事番号 丹美術工第1号
②工事場所 丹波市立植野記念美術館
③工事概要 外壁、軒樋、受変電設備、給水設備等改修工事 一式
E V設備更新工事 (油圧式からロープ式)
* 工事期間 令和5年6月9日～令和6年2月29日
* 受注者 株式会社吉竹工務店
* 当初請負金額 64,768,000 円 (消費税含む)
(補助率等:市単独事業)
* 落札率 92.1%
* 工事担当課 教育部社会教育・文化財課
* 工事進捗状況 56.1% (令和5年11月末現在)

●意見及び要望

- ① 石積状の外壁面の割れ目は改修されているものの、隣接する部分についても同様の割れ目が生じていることから、対策を講じられたい。
- ② 今回実施した改修工事の対象箇所以外のところで、外部鋼製扉の腐食が明らかな箇所があったことから、対策を講じられたい。また、工事発注前の改修箇所の検討が十分であったかについて検証されたい。
- ③ 改修後の施設管理において、外構部分も含めた定期的な施設点検を実施し、清掃、修繕の時宜を逸することがないように、適切な管理に努められたい。

Ⅱ. 備品及び現金監査

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、随時監査として備品及び現金監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

| | |
|-----------------|--|
| 令和 5 年 8 月 3 日 | 会計課（現金） |
| 令和 6 年 1 月 29 日 | まちづくり部人権啓発センター（備品） |
| 1 月 31 日 | 総務部総務課（備品）・山南支所（備品・現金）、教育部学校教育課（備品）・恐竜課（現金） |
| 2 月 2 日 | 消防本部消防総務課（備品・現金）・予防課（備品）・警防課（備品）、健康福祉部〔健康・子育て担当〕健康課（備品）・看護専門学校（備品） |
| 2 月 8 日 | 財務部税務課（備品・現金）、上下水道部下水道課（備品） |
| 2 月 13 日 | 大路小学（備品）、進修小学校（備品）、上久下小学校（備品）、久下小学校（備品） |
| 2 月 15 日 | 新井小学校（備品）、南小学校（備品）、柏原中学校（備品）、山南中学校（備品） |

2. 監査の主眼

備品及び現金の管理体制の適正化を確立することを目的に考察した。

3. 監査の方法

備品管理システムによる台帳から、対象部署が保管している備品を予め抽出し、その備品の現物との突合せ検査及び備品シールの貼付等の確認を実施した。

また、現金については、現物及び現金出納簿等を確認した。併せて、金庫内の通帳等の保管状況も確認した。

4. 監査の結果

備品監査において、抽出備品の活用状況については、おおむね取得目的、用途に沿って適正に管理し活用が図られていたものの、購入後 10 年以上を経過した備品の中には、所在不明となっている物があつた（総務課、山南支所、人権啓発センター、警防課、学校教育課、進修小学校、久下小学校、山南中学校）。

また、備品の登録内容が不明確なことから、現物との照合が困難な物や備品登録の必要がない物の登録が見受けられた（健康課、看護専門学校）。

なお、現金監査においては、つり銭用現金及び当日収入現金と保管現金及び現金出納簿等の内容は一致しており適正に管理されていた。

●意見及び要望

備品管理システムにおける処分及び所管換の未処理等が原因と思われる所在不明な備品、登録内容の不明確な備品が見受けられたことから、各部署においてシステム登録と所管備品が合致しているか、また、明確な登録内容であるかなどの点検を実施し、より適切な備品管理となるよう努められたい。

Ⅲ. 貯蔵品監査

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査として貯蔵品監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象

令和5年6月28日 上下水道部水道課

2. 監査の主眼

貯蔵品の管理体制の適正化を確立することを目的に考察した。

3. 監査の方法

貯蔵品在庫一覧から抽出した貯蔵品について、現物確認を実施した。

4. 監査の結果

登録内容と齟齬はなく、貯蔵品は適正に管理されていた。

財政援助団体等監査

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施した。

1. 監査実施日及び対象団体

令和 5 年 11 月 27 日 一般社団法人丹波市浄化槽管理組合（生活環境部環境課）

2. 監査対象補助金

一般社団法人丹波市浄化槽管理組合活動補助金 54,580,000 円

3. 監査の主眼

本年度の監査計画のもと、財政援助団体では、交付された補助金が適正にかつ効率的に執行されているか、公の施設の管理を行う指定管理者では、当該管理者の指定が適正・公正に行われ、施設が適切に管理されているかという点に重きを置いて考察した。

4. 監査の方法

令和 4 年度に補助金・交付金等又は指定管理料を支出した財政援助団体等の中から 1 団体を選定し、関係書類等の提出を求め、あらかじめ書面監査を行った上で、団体代表者や関係職員からのヒアリングによる実地監査を実施した。

5. 監査の結果

補助金の交付申請等の手続きは適正に行われていた。また、補助金は補助目的に沿って運用されていた。

む す び

これまでの監査において、不祥事や不適切な事務処理に対する「信頼回復への取り組み」として、公務員倫理やコンプライアンスの徹底を意見してきたところであるが、定期監査の实地監査直前、1月18日に会計年度任用職員が物損事故を起こしながら、警察へ通報せずに現場を立ち去り、その後、現場に戻った際の検査で酒気帯び運転が発覚したとの新聞報道に衝撃を受けた。このような事案が起こったことは誠に遺憾である。再度、職員一人ひとりが公務員としての自覚を持ち、市民からの信頼回復とコンプライアンスの徹底に向けて取り組まれることを切に願うものである。

今回の定期監査(行政監査)では、軽易なことではあるものの、各種管理簿において、鉛筆書き、日付誤り、修正テープによる修正等が散見された。また、公用車日常点検記録簿の記入漏れ、運転者台帳、被服等貸与整理簿が未整備となっている部署が複数見受けられた。さらに、会計課から支出伝票起票時における金額、相手先誤りが発生した際に警告としてレッドカードが発行されており、再三の注意喚起がされているにもかかわらず、後を絶たない状況である。小さな誤りであっても、それが繰り返されるとやがて大きな誤りに繋がるのではないかと危惧するところである。

また、職員の勤務状況について、勤怠管理システムにより実態を確認したところ、業務終了時刻と退勤の打刻時刻との乖離が月平均40時間を超える職員が複数見られ、中には70時間を超える職員も見受けられた。残務整理時間があるものの、乖離時間が長時間となっている部署においては、勤怠管理システムと連携したパソコンロックの取扱いが形骸化していないかなどの状況確認を行い、定時退庁を前提とした適正な勤怠管理を図られたい。

この結果報告書に全て記述したわけではないが、实地監査で伝えた意見等も含めて、速やかに措置を講じるとともに、法令等の確認はもとより、会計事務処理要領をはじめとする各種マニュアルに基づき、事務担当者のみならず、管理監督職員も含めた全職員が当事者意識を持って市民に信頼される適正な事務執行に努められたい。